

正しい整骨院・接骨院のかかり方



一人ひとりが健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切な受診を心掛けていただくことが医療費の適正化につながります

健康保険が使えるもの

◆骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

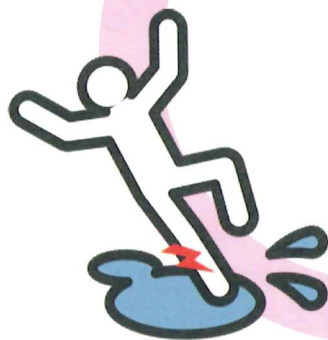
外傷性の打撲

捻挫

挫傷（肉離れ）

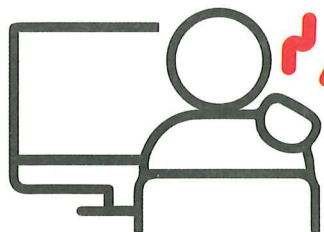
骨折・脱臼（※）

※応急手当を除き、医師の同意が必要



健康保険が使えないもの

- ◆単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ◆病院や診療所などで同じ負傷等の治療中のもの
- ◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷



施術内容について保険者よりお尋ねすることがあります

施術日や施術内容等について照会させていただく場合があります。整骨院や接骨院にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。



施術を受けるときの注意



- ✓ 整骨院や接骨院等の柔道整復については、患者様が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者様に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。
「受領委任」の場合は柔道整復師が患者様に代わって保険請求を行うため、施術を受けた時には、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に原則患者様の自筆による記入が必要となります。
- ✓ 平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収書が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

医療費の適正な支出のために大切な4つのポイント

① 負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。

何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合または、通勤途上に起きた負傷は健康保険等は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は保険者に連絡してください。

② 療養費支給申請書の内容（負傷原因、負傷名、日数、金額）をよく確認して、署名をしてください。

受取代理人の欄への署名は、負傷名・日数・金額をよく確認し、原則患者様本人が署名することになっています。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので、注意してください。

（あなたが手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は拇印が必要です。）

③ 領収書を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。

柔道整復師は、患者様に対して領収書を無料発行することが義務付けられています。領収書は施術を証明する大切なものです。また、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください。

④ 施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

内科的疾患が原因の疼痛の場合、柔道整復施術は健康保険の適用外になります。症状が改善しないまま長期に渡って施術を受けている場合は、早めに医師の診断を受けることをお勧めします。

